# 第2回 港湾・空港工事のあり方検討会 議 事 概 要

日 時:令和3年6月4日(金) 14:00~16:00

場 所: (一財) 港湾空港総合技術センター 2 階会議室 および Web 会議

# 1. 主な議事

〇事務局より、第1回あり方検討会における議論を踏まえたガイドライン案の記載方針説 明をした後、委員による意見交換を行った。

#### 2. 主な意見

【施工条件等に関する情報共有の方法について】

- 契約前に施工条件を明示してほしいというのは応札者としての要望である。一方、様々な情報の開示は有り難いが、工程表等の情報が競争参加資格確認・通知日に開示されることによって、契約締結後の契約変更が認められにくくなることを受注者として懸念している。例えば、工程表の開示を受けた後、施工条件に関する意見や質問の機会を応札者が逸することもあり得るが、意見等がないことをもって施工条件について全て納得して応札したと解釈されると、契約変更を求めることが難しくなるのではないかと危惧している。
- 工事契約前に開示する工程表の運用として、請負契約上の拘束力は無く、有効期限を入札日までと予定しており、契約締結後の契約変更等の調整には本来影響しないはずであるが、入札後に新たな条件が明確化して工程が変わり、工期が変わってくる状況となった場合に、契約変更の可否が懸念されることも留意する必要がある。
- 日建連実施のアンケート調査によると、契約前に工程表を提示することにより週休2日を確保できる割合が上昇しているというデータもあり、働き方改革を実行する上でも契約前に工程表の提示した方がいいという考え方もある。また、受注者側としても契約前にいろいろなことを想定して受注行動に取り組めるため、このような情報を開示するのは非常にいいことではないか。
- 発注者が契約前に開示する工程表には必ず不確実性が伴っているため、実際の工程に合わせて変動するのは当然という前提であることが受発注者相互で合意できていればいいのではないか。工程表は、契約締結後に実施される品質確保調整会議等における媒体として活用することが可能であり、常にこれが変わっていくというのはむしろ当然であるという前提で運用するのが現実的ではないか。
- 〇 工程表において、利害関係者との協議状況を記載する旨想定されているが、協議が未了であることが分かることも重要であり、そのようなことが受注者に伝わることは非常にいいことであると考えられる。
- 国が明示する施工条件がどの程度の確度を持っているかによって、工期が大きく

変わる。工程表の確実性について、事前調査の精度が重要である。ラフな調査に基づいて条件明示を行っても、結局は意味が無いものになってしまう。従前は、この不確実性リスクを受注者に負わせることが多かったが、これでは適正な請負とは言えない。提供する情報の精度を上げることで、本当の意味での建設工事の生産性向上につながるものである。

- 事前調査によって得られた施工条件について、可能な限り精度を高める必要性がある一方、必ずしも全てを確実に整理できるわけではない。例えば、当初、2隻の作業船の使用を想定していた工事について、受注後実際に手配する段階で当該作業船が使用できないことが判明し、別の作業船を手配した結果、船の大きさが当初想定と異なったため、2隻同時の施工ができなくなり、結果として工期に変更が生じるという例もある。このため、条件に変更が生じた場合の対応をどうするかについてもガイドラインに織り込む必要があるのではないか。
- 工程表の開示により、発注者がどのように予定価格を算出したかの認識が明らかになるものであり、トラブルが生じた場合の裁判上の証拠書類にもなる。これまでは発注者の認識が明らかにされずに契約締結されていたが、受発注者間で予定価格算定の前提を認識することは契約上非常に重要なことである。
- 工期のためにどのような条件を事前に開示しなければいけないのかという点をガイドラインに記載するとしても、必ずしも工程表という形で載せることにこだわるものではない。
- O 施工条件等の明示方法について、工程表という形が適切かどうかを含めてワーキンググループにおいて検討を更に進める。

### 【休日確保の考え方について】

- 休日確保のため、発注者、受注者が実施すべきことが整理されていないのではないか。土日祝日を不稼働日として工期を設定するのは発注者であり、具体的に休日を どのように確保するのは受注者の責任で決めること。その点について明確にかき分けるべきではないか。
- 休日確保は受注者の責任であるが、気象海象条件等により発注者が想定する休日 が確保できないこともある。このため発注者としては、受注者が休日を確保しやす くなるよう支援(例えば休日確保評価型試行工事の実施等)を行うということを記 載すれば、受発注者の責任範囲がわかりやすいのではないか。
- 土日を休みとする週休2日と土日以外でも休日を振り替えて週休2日とする場合が同列で記載されているなど、ガイドライン上、休日確保の優先順位が明確になっていない。工事の特性に合わせて、週休2日の確保ができるものとできないものを区分した上で、それぞれに目指す方向を整理すべきではないか。

○ 港湾工事の中にも、海象条件に左右されない完全陸上工事があるので、土日休日 が可能な工事について考慮する必要がある。

## 【ガイドライン(案)の記載方針について】

- 工期設定にあたっての責務や配慮事項は記載されているが、そもそも「適正な工期」とはなにかという説明が足りないのではないか。
- 受注者や発注者の責務が記載されているが、「責務」という言葉を使用すると、 法的な責任を伴うことになるので、表現が適切かどうか改めて検討すべき。
- 港湾工事特有の概念として「供用係数」という言葉が出てくるが、工期の設定と どのように関係するのかが分かりにくいので、定義を記載すべき。
- 工程に遅れが生じた場合の契約変更について、受注者に帰責事由がある場合は、 単に受注者の債務不履行となるものであり、一義的には契約変更の対象にはならな いため、契約変更の対象から除外する旨を記載すべき。
- 工期を守るためには、そのためのコストがかかるが、これまでは時間外労働や休日出勤で対応するのが一番安上がりということで対応してきた。ガイドライン案においても、工期とコストの関係が十分に記載されていないようにも感じるため、工期とコストはトレードオフの関係であることを改めて強調して記載してほしい。
- 地方公共団体や民間工事に関する工期の設定について、もう少し踏み込んだ表現ができないか。
- ガイドラインを実際に運用するにあたって、想定問答や事例集を整理するなど、 より使いやすくする工夫が必要ではないか。

以上